新型コロナウイルス感染症 (追加措置の発表)

- 1 6月7日、チリ政府は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。
- (1) 6月9日(火)午後10時からアントファガスタ州カラマ市,バルパライソ州サン・アントニオ市に対し、16日(火)午後10時まで7日間の義務的自宅待機措置を発令する。
- (2) 首都圏州とバルパライソ州間の衛生検問所(Aduana Sanitaria) における取り締まりを強化し、陽性者及びその接触者のほか、特別な許可証 (permiso especifico) を持たない者の通行を禁止する。
- 2 6月8日時点で、チリ国内では138、846名(死亡者2、264名) のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待 機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や 下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による 検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連 絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

https://www.minsal.cl/

・チリ保健省(チリにおけるコロナウイルス感染者数)

https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/

チリ政府(コロナウイルス関連)

https://www.gob.cl/coronavirus/

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html

・外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html